

別記様式第3（第7条関係）（昭63総府令44・全改、平元総府令45・平7総府令3・平10総府令8・平11総府令64・平13総府令62・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・平26原子規3・平30原子規6・令元原子規8・令2原子規21・一部改正）

年 期核原料物質（核燃料物質）管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質（核燃料物質）の区分（注1）		
供給当事国		
工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先（注2）	名称	
	所在地	電話番号（ ）
	連絡員の氏名	所属部課名（ ）

1 総括表

事 項		数 量（注3）
期 首 在 庫		
期中増加	輸 入	
	国内からの受入れ	
	生 産（注4）	
	その他の増加（注5）	
調 整（注6）		
計（注7）		

期中減少	輸 出	
	国内への払出し	
	事 故 損 失	
	廃棄又は損失(注8)	
	その他の減少(注9)	
期 末 在 庫		
調 整 (注6)		
計 (注10)		
期 末 貯 蔵 委 託(注11)		
期 末 運 搬 (注12)		

## 2 明細表

### (1) 輸入 (注13)

	相手方の氏名 (法人にあっては、その名称)	受入年月日	数 量(注3)
受 入 れ			
調 整(注6)			
計			

### (2) 国内からの受入れ (注13)

	払出工場又は事業所名	受入年月日	数量(注3)	その他(注14)
受 入 れ				
調 整(注6)				
計				

(3) 生産 (注4)

		化合物又は混合物の名称	数 量 (注3)
月 別	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
調 整 (注6)			
計			

(4) その他の増加 (注5)

増 加 の 原 因	数 量 (注3)
調 整 (注6)	
計	

(5) 輸出 (注15)

	相手方の氏名 (法人にあっては、その名称) (注16)	払出年月日	数 量 (注3)
払 出 し			
調整 (注6)			
計			

(6) 国内への払出し (注15)

	払出工場又は事業所名	払出年月日	数量 (注3)	その他 (注17)
払 出 し				
調整 (注6)				
計				

(7) 事故損失

発 生 年 月 日	数 量 (注3)	事 故 の 内 容
調 整 (注6)		
計		

(8) 廃棄又は損失

	廃 棄 年 月 日	数 量 (注3)	廃棄方法又は損失の理由 (注18)
廃 棄			
損 失 (注8)			
調 整 (注6)			
計			

(9) その他の減少 (注9)

減 少 の 原 因	数 量 (注3)
調 整 (注6)	
計	

(10) 期末在庫

化 合 物 又 は 混 合 物 の 名 称	数 量 (注3)
調 整 (注6)	
計	

(1) 期末貯蔵委託(注11)

貯蔵者名	貯蔵場所	数量(注3)
調整(注6)		
計		

(2) 期末運搬(注12)

運搬者名	運搬区間	数量(注3)
調整(注6)		
計		

注1 別記様式第1の注1の例により記載すること。

2 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。

3 別記様式第1の注2の例により記載すること。

4 核燃料物質についてのみ記載すること。

5 計量誤差による増加等を記載すること。

6 四捨五入を行ったことによる各項目の欄の数量の合計と計の欄の数量との差を記載すること。

7 期首在庫と期中増加との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。

8 損失については、製錬の過程において通常発生する損失を記載すること。

9 消費、計量誤差による減少等を記載すること。

10 期中減少と期末在庫との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。

11 期末において、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業

者、使用者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。

- 12 期末において運搬中のものに限り、払出しを行う者が記載すること。ただし、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は国際規制物資使用者以外の者が払出しを行う場合は、受入れを行う者が記載すること。
- 13 当該工場又は事業所に現実に受け入れた期日及び数量を基準として記載すること。
- 14 当該受入れが、貯蔵の受託に伴う場合はその旨を記載すること。
- 15 当該工場又は事業所に現実に払い出した期日及び数量を基準として記載すること。
- 16 輸出相手国が国際規制物資の供給当事国以外の場合は、その国名を併せて記載すること。
- 17 当該払出しが、貯蔵の委託に伴う場合はその旨を記載すること。
- 18 損失の理由については、化学処理、分析又はその他処理の別を明らかにして記載すること。

備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。

- 2 この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに、かつ、供給当事国ごとに作成すること。